

2022年3月でTLSを卒業、修了する皆さん、これから新しい環境での新しい生活が始まります。みなさんが滞りなく TLS から次のステップに進むことができるよう、下記のような手続きが必要です。

#### ■ 日本国内で進学や就職する場合

各機関への手続きについて①（国内進学就職）の資料を見てください。

まず、必ず行う必要があるのが、東京出入国在留管理局（最寄りの地方出入国在留管理官署）への活動機関に関する届出です。これまでの皆さんの所属機関は東洋言語学院として届け出ていますが、進学や就職により所属機関が変わるため、郵送や届出システムを利用して届け出なければなりません。郵送の際は、封筒の表面に朱書きで「届出書在中」と記載してください。入管からは皆さんの在留期間の更新に影響すると言われていています。進学先に入学後、あるいは就職後、2週間以内に忘れずに届け出てください。

また、引っ越し（転居）をする場合は住所変更を中心に各機関への届け出が必要です。資料を見ながら各所への届け出を進めてください。

※ 2022年3月から4月上旬にかけて、進学と同時に、あるいは TLS を卒業する前に在留期限が切れる場合は、進学先を所属機関とした期間更新をする必要があります。進学が決まった学校に問い合わせ、資料準備を行ってください。

#### ■ 帰国する場合

各機関への手続きについて②（帰国）の資料を見てください。

帰国する場合、皆さんが持っている在留カードや保険証、マイナンバーカードを返却する必要があります。在留カードは出国時に空港で返却することができますが、保険証・マイナンバーカードは市区町村窓口での海外への転出届の際に返却することになります。帰国する一か月以内に区民館や市役所に行くことを忘れないでください。

また、警察によると、銀行口座や携帯電話は留学生が帰国後に悪用されるケースが増えているそうです。郵便物には個人情報に記載されていることもあります。皆さん自身のこれからのためにも、解約や転居の届は必ず出してください。

新型コロナウイルスの影響で入国制限が行われていたことで、今年度は3月24日の卒業式の前に在留期限が切れる学生がいます。卒業式まで日本に滞在を希望する場合は、入管窓口にて在留資格を「留学」から「短期滞在」に変更してください。資格変更を望まない場合は、必ず在留期間内に帰国してください。帰国をする学生には学校スタッフからも声をかけていますが、不明点があれば事務局スタッフに相談してください。

質問・相談は学校事務局スタッフまで

東洋言語学院 03-5605-6211

生活サポートルーム ZOOM 880-3347-6637